

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	高等学校等就学支援金支給事務(公立学校)に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮城県教育委員会は、高等学校等就学支援金支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宮城県 教育委員会

## 公表日

令和5年8月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金支給事務(公立学校)
②事務の概要	<p>高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 生徒が就学支援金を受給するためには、生徒の保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入時等) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る) ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施</p>
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム(e-shien)
2. 特定個人情報ファイル名	
高等学校就学支援金支給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番91
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 項番113
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育庁高校財務・就学支援室
②所属長の役職名	室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮城県 総務部 県政情報・文書課 情報公開班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 TEL022-211-2270
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮城県 教育庁 高校財務・就学支援室 就学支援班 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 TEL022-211-3711

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月7日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年5月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	時点修正
平成29年8月7日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年5月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	時点修正
平成29年8月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 項番113 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第58条 (別表第二における情報提供の根拠) 項番113 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) 第58条	(別表第二における情報照会の根拠) 項番113 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第58条  (別表第二における情報提供の根拠) 平成29年4月21日付け府番第77号及び総官企第227号「情報提供ネットワークシステムの運用開始について」の別添資料のなかで、「高等学校等就学支援金の支給に関する情報」は、情報提供をしない方向で検討されている。	事後	
平成30年11月20日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	保護者等の市町村民税所得割額による受給資格の制限があるため、保護者等の各種所得情報を照会して受給資格の判定を行っている。	保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額による受給資格の制限があるため、保護者等の各種所得情報を照会して受給資格の判定を行っている。	事後	
平成30年11月20日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	宮城県 総務部 県政情報公開室 情報公開班	宮城県 総務部 県政情報・文書課 情報公開班	事後	
平成30年11月20日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	宮城県 教育庁 高校教育課 管理運営班	宮城県 教育庁 高校教育課 就学支援チーム	事後	
平成30年11月20日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の集計か	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年11月20日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の集計か	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年11月20日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 岡 邦宏	課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の集計か	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の集計か	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	
令和2年8月31日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	宮城県 教育庁 高校教育課 就学支援チーム	宮城県 教育庁 高校教育課 就学支援班	事後	
令和2年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の集計か	令和1年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	時点修正
令和2年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の集計か	令和1年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	時点修正
令和3年10月13日	I 関連情報項目 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務事務の概要	保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額による受給資格の制限	保護者等の課税所得額(課税標準額)と市町村民税調整控除額による受給資格の制限	事後	
令和3年10月13日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の集計か	令和2年5月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	
令和3年10月13日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の集計か	令和2年5月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	
令和3年10月13日	I 関連情報 3個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番91 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条	番号法第9条第1項 別表第一 項番91	事後	
令和3年10月13日	I 関連情報 4情報提供ネットワークによる情報連携②	(別表第二における情報照会の根拠) 項番113 (番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) 第58条 (別表第二における情報提供の根拠) 平成29年4月21日付け府番第77号及び総官企第227号「情報提供ネットワークシステムの運用開始について」の別添資料の中で、「高等学校等就学支援金の支給に関する情報」は、情報提供をしない方向で検討されている。	(別表第二における情報照会の根拠) 項番113	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月20日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に 基づき、公立高等学校等在学者に対して、高等 学校等就学支援金を支給する業務である。  保護者等の課税所得額(課税標準額)と市町村 民税調整控除額による受給資格の制限がある ため、保護者等の各種所得情報を照会して受 給資格の判定を行っている。	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金 の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に 基づき、その授業料に充てるために就学支援金 の支給を受けることができる。 生徒が就学支援金を受給するためには、生徒 の保護者等の所得が一定基準以下であること が要件となっているため、保護者等の税額情報 等を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給 資格の判定を行う。  具体的には、以下の手順に従い、特定個人情 報の取扱いを行う。  ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、 受給資格認定の申請(入学時・転入時等) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、 保護者等の個人番号の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号 が書面で提出された場合に限る) ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都 道府県及び市区町村への保護者等の税額情報 等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を 基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学 支援金の受給申請をする場合に、保護者等の 収入状況を確認するため、各学年時の7月に上 記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年 度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし 申請が可能となった場合は、再申請時に上記① ～⑥を実施	事後	
令和5年2月20日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	表計算ソフトウェア(エクセル)	高等学校等就学支援金事務処理システム(e- shien)	事後	
令和5年2月20日	IIしきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の集計か	令和3年5月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月20日	IIしきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の集計か	令和3年5月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月31日	I 関連情報項目 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	教育庁高校教育課	教育庁高校財務・就学支援室	事後	
令和5年8月31日	I 関連情報項目 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	課長	室長	事後	
令和5年8月31日	I 関連情報項目 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	宮城県 教育庁 高校教育課 就学支援班	宮城県 教育庁 高校財務・就学支援室 就学支援班	事後	
令和5年8月31日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の集計か	令和4年5月1日時点	令和5年5月1日時点	事後	時点修正
令和5年8月31日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の集計か	令和4年5月1日時点	令和5年5月1日時点	事後	時点修正